

生総第212号  
平成28年3月22日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等取扱要領の制定について（通達）

風俗営業許可等に係る事務の取扱いについては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等取扱要領」（平成18年4月28日付け生環第260号。以下「要領」という。）により運用しているところであるが、このたび風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、別添「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等取扱要領」を制定し、平成28年6月23日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は平成28年6月22日をもって廃止する。

## 別添

### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等取扱要領

#### 第1 目的

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）等に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 申請書等の受理

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第1条の規定による申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の受理に際しては、法令に定められた添付書類の有無及びそれらの記載内容に誤りがないことを確認し受理するものとする。なお、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の営業開始届出書については、各都道府県公安委員会への届出の有無を確認すること。
- 2 署長は、1の申請書等を受理したときは、速やかに記載欄に必要事項を記入するものとする。

#### 第3 同時申請等の処理

署長は、規則第1条第2項、第18条、第23条第1項、第26条第3項において準用する第23条第1項、第86条において準用する第18条、第91条において準用する第23条第1項又は第94条において準用する第26条第3項の規定による同時に2以上の営業所に係る申請書等を受理したときは、次により処理するものとする。

- (1) いずれか一の営業所以外の営業所に係る申請書等の右上欄外に「同時申請(届出)」と朱書し、法第5条第1項の規定による許可申請（法第31条の23において準用する場合を含む。以下「許可申請」という。）、法第7条第1項の規定による相続の承認申請（法第31条の23において準用する場合を含む。以下「相続の承認申請」という。）、法第7条の2第1項の規定による法人の合併承認申請（法第31条の23において準用する場合を含む。以下「合併承認申請」という。）、法第7条の3第1項の規定による法人の分割承認申請（法第31条の23において準用する場合を含む。以下「分割承認申請」という。）及び法第10条の2第1項の規定による認定申請（法第31条の23において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）については、手数料が減額されていることを明確にすること。
- (2) 他の警察署管内の営業所に係る申請書等については、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号）第12条第1項第2号に規定する受付印第2号を右下欄に押し、速やかに当該営業所の所在地を管轄する署長に送付すること。

#### 第4 手数料の取扱い

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第40号）別表第1の1の表に規定する法の施行に関する事務に係る手数料は、同条例、岐阜県証紙条例（昭和39年岐阜県条例第6号）及び岐阜県証紙条例施行規則（昭和25年岐阜県規則第34号）の規定に基づき、申請又は届出の際、収入証紙（風俗営業）納付書（別記様式第1号の1）又は収入証紙（特定遊興飲食店営業）納付書（別記様式第1号の2）に岐阜県収入証紙を貼付して納付させ、収入した証紙の貼付高の当否を調査し、消印するものとする。

#### 第5 風俗営業等の許可

- 1 署長は、許可申請を受理したときは、法第4条（法第31条の23において準用す

る場合を含む。)に規定する許可の基準に該当するかどうかについて、次に掲げる方法により調査するものとする。

- (1) 申請者及び管理者に対する前科調査は、「生活安全部門における許可等事務に係る基本的留意事項」(平成28年3月22日付け生総第210号)に基づき実施すること。
- (2) 申請者及び管理者に対する事実調査は、被調査者の住所地が自署管内の場合にあっては、受持警察官等をして、風俗営業等( )の許可(相続の承認、法人の合併・分割承認)申請者及び管理者に関する事実調査書(別記様式第2号)により調査させ、住所地が他の警察署管内の場合にあっては、風俗営業等( )の許可(相続の承認、法人の合併・分割承認)申請者及び管理者に関する事実調査依頼書(別記様式第3号)により当該住所地を管轄する警察署に依頼して調査すること。ただし、申請者が既に風俗営業者であって調査を要しないと認めたときは、省略することができる。
- (3) 第3(2)により他の警察署を経由して受理した申請については、(1)の前科調査及び(2)の事実調査を経由警察署の作成に係るそれぞれの調査書の写しをもって、前科調査及び事実調査に代えることができる。
- (4) 法第4条第2項第1号(法第31条の23において準用する場合を含む。)の構造及び設備に関する調査並びに法第4条第3項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の場所及び面積に関する調査は、生活安全課員又は風俗環境浄化協会職員をして風俗営業等( )の構造設備等に関する調査書(別記様式第4号)により調査させること。
- (5) 許可事務の適正な処理を図るため、その他必要な調査を実施し、生活安全担当幹部に、風俗営業等の許可申請に対する検討票(別記様式第5号)により総合的に検討を行わせること。

2 署長は、法第3条第1項又は第31条の22の許可をしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、規則第10条第1項又は第78条に規定する許可証(以下「許可証」という。)を次に掲げるところにより作成し、申請者に交付するものとする。

- (1) 許可証の番号は、警察署ごとの一連番号とすること。
- (2) 別に定める営業者カードを作成し、これと契印すること。

3 署長は、申請に対する調査に際し、許可することに疑義が生じたときは、風俗営業等の上申書(別記様式第6号)により速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に上申しなければならない。

4 署長は、3の上申について不許可の指示を受け、不許可の通知をするときは、速やかに申請者に不許可・不認定通知書(別記様式第7号)を交付し、受領書(別記様式第8号)を徴するものとする。

#### 第6 許可の条件の付加

署長は、法第3条第2項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付し、又はこれを変更するときは、許可証の裏面に条件を記載の上、営業者にこれを説明するものとする。

#### 第7 相続の承認、法人の合併・分割承認

1 署長は、相続の承認申請、合併又は分割承認申請を受理したときは、法第4条第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。)に規定する許可の基準に該当するかどうかについて、次に掲げる方法により調査するものとする。

- (1) 申請者又は法人の役員となるべき者に対する前科調査及び事実調査は、第5の1(1)から(3)までに準じて処理すること。
- (2) 事務の適正な処理を図るため、生活安全担当幹部に、風俗営業等の相続、法人

の合併・分割承認申請に対する検討票（別記様式第9号）により総合的に検討を行わせること。

- 2 署長は、法第7条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の相続の承認をしたときは、相続・変更承認通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。
- 3 署長は、法第7条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の法人の合併承認をしたときは、合併承認通知書（別記様式第11号）により各申請者それぞれに通知するものとする。
- 4 署長は、法第7条の3第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の法人の分割承認をしたときは、分割承認通知書（別記様式第12号）により各申請者にそれぞれ通知するものとする。
- 5 署長は、申請に対する調査に際し、承認することに疑義が生じたときは、風俗営業等の上申書により速やかに本部長に上申しなければならない。
- 6 署長は、5の上申について不承認の指示を受け、不承認の通知をするときは、相続承認申請については不承認通知書（別記様式第13号）を、合併承認申請については合併の不承認通知書（別記様式第14号）を、分割承認申請については分割の不承認通知書（別記様式第15号）を速やかに申請者（合併及び分割承認申請については各申請者それぞれ）に交付し、受領書を徴するものとする。

#### 第8 特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定

- 1 署長は、認定申請を受理したときは、法第4条第2項第1号（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準及び法第10条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する認定の基準に該当するかどうかについて、次に掲げる方法により調査するものとする。
  - (1) 構造及び設備に関する調査は、風俗営業等（ ）の構造設備等に関する調査書により調査すること。
  - (2) 風俗営業者等に対する調査は、営業者カードにより調査すること。ただし、法第10条の2第1項第2号（法第31条の23において準用する場合を含む。）の処分歴の調査は、生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）に照会を行うこと。
  - (3) 事務の適正な処理を図るため、担当幹部に、特例風俗営業者等の認定申請に対する検討票（別記様式第16号）により総合的に検討を行わせること。
- 2 署長は、法第10条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の認定をしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、規則第26条又は第94条に規定する認定証（以下「認定証」という。）を次に掲げるところにより作成し、申請者に交付するものとする。
  - (1) 認定証の番号は、当該申請営業所の許可証の番号と同一とすること。
  - (2) 申請営業所に係る営業者カードと契印すること。
- 3 署長は、1の申請に対して不認定とする決定をしたときは、速やかに申請者に不許可・不認定通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

#### 第9 許可証又は認定証の再交付

署長は、法第5条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証又は第10条の2第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付の申請を受理したときは、必要事項を調査の上、旧許可証（旧認定証）と同一の事項を記載した許可証（認定証）を作成し、左上余白に「再」と朱記して営業者カードと契印し、申請者に交付するものとする。

#### 第10 許可証の書換え

署長は、法第7条第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続の承認、法第7条の2第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併承認、法第7条の3第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人の分割承認又は法第9条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証記載事項の変更に係る書換え申請を受理したときは、必要事項を調査の上、変更に係る記載事項以外は旧許可証と同一の事項を記載した許可証を作成し、営業者カードと契印し、申請者に交付するものとする。

#### 第11 変更の承認

- 1 署長は、法第9条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による営業所の構造又は設備の変更承認（法第20条第10号に規定する遊技機の変更承認において準用する場合を含む。）の申請を受理したときは、法第4条第2項第1号（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準（遊技機の変更承認については法第4条第4項に規定する基準）に適合しているかどうかを、風俗営業等（ ）の構造設備等に関する調査書により調査するものとする。
- 2 署長は、変更承認について疑義のあるときは、生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）の指揮を受けなければならない。
- 3 署長は、1の調査の結果、申請書のとおり変更が行われたことを確認したときは、相続・変更承認通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 署長は、1の申請に対して不承認とする決定をしたときは、速やかに申請者に不承認通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

#### 第12 風俗営業の変更届出書の受理

署長は、法第9条第3項第1号（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による管理者又は法人の役員の変更の届出を受理したときは、第5の1(1)から(3)までの規定に準じて処理するものとする。

#### 第13 性風俗関連特殊営業の届出の処理

- 1 署長は、第2の1により性風俗関連特殊営業の営業開始届出書又は変更届出書を受理したときは、記載事項及び添付書類によって届出人の真正性、営業所、事務所、受付所又は待機所の所在地及び使用権原を確認するものとする。
- 2 署長は、届出内容が適正であると認めるときは、速やかに届出者に通知するとともに、営業の種別に応じて、規則第44条第1項、第55条第1項、第61条第1項、第66条第1項又は第72条第1項に規定する書面（以下「届出確認書」という。）を次に掲げるところにより作成し、申請者に交付するものとする。
  - (1) 届出確認書の番号は、当該営業者の届出受理番号と同一とすること。
  - (2) 申請者に係る営業者カードと契印すること。
- 3 署長は、1により届出内容を確認した結果、営業所又は受付所の所在地が禁止区域等にある場合は、生活安全総務課に連絡した上で、速やかに規則第44条第2項、第55条第2項又は第66条第2項に規定する届出確認書不交付通知書を届出者に交付するとともに、受領書を徴するものとする。

#### 第14 届出確認書の再交付

署長は、規則第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項又は第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書の再交付の申請を受理したときは、必要事項を調査の上、旧届出確認書と同一の事項を記載した届出確認書を作成し、左上余白に「再」と朱記して営業者カードと契印し、申請者に交付するものとする。

#### 第15 指示等の取扱い

- 1 署長は、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項、第 31 条の 9 第 1 項、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項又は第 35 条の 4 第 1 項の規定により指示するときは、指示書（別記様式第 17 号）を交付し、受領書を徴するものとする。
- 2 署長は、他の警察署管内における営業所（法第 2 条第 7 項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業については事務所をいう。以下同じ。）に対して指示する必要があると認めるときは、処分事由通報書（別記様式第 18 号）に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく当該営業所の所在地を管轄する署長に通報しなければならない。ただし、法第 31 条の 6 第 1 項、第 31 条の 11 第 1 項、第 31 条の 21 第 1 項又は第 35 条の 4 第 3 項の規定に該当するときは、生活安全総務課長に通報するものとする。
- 3 2 の通報を受けた営業所の所在地を管轄する署長は、その事案について指示する必要があると認めるときは、1 により指示するものとする。
- 4 署長は、法第 31 条の 4 第 2 項又は第 31 条の 19 第 2 項の規定によりはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させる必要がある場合は、広告物除却事案発生報告書（別記様式第 19 号）により生活安全総務課長に報告後、除却させるものとし、除却させたときは、その経過を明らかにしておくこと。

#### 第 16 行政処分等の上申

- 1 署長は、次に掲げる処分（以下「行政処分等」という。）が必要と認めるときは、行政処分等上申書（別記様式第 20 号）に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく岐阜県公安委員会（(3)、(7)及び(8)については生活安全部長）に上申しなければならない。
  - (1) 法第 8 条（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可の取消し
  - (2) 法第 10 条の 2 第 6 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し
  - (3) 法第 24 条第 5 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による管理者の解任の勧告
  - (4) 法第 26 条の規定による風俗営業の許可の取消し又は停止
  - (5) 法第 30 条の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止又は廃止
  - (6) 法第 31 条の 5 の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止又は受付所営業の廃止若しくは停止
  - (7) 法第 31 条の 9 第 2 項の規定による自動公衆送信装置設置者に対する勧告
  - (8) 法第 31 条の 10 の規定による年少者の利用防止のための命令
  - (9) 法第 31 条の 15 の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止又は廃止
  - (10) 法第 31 条の 20 の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止
  - (11) 法第 31 条の 25 の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は停止
  - (12) 法第 34 条第 2 項の規定による飲食店営業の営業の停止
  - (13) 法第 35 条の規定による興行場営業の営業の停止
  - (14) 法第 35 条の 2 の規定による特定性風俗物品販売等営業の営業の停止
  - (15) 法第 35 条の 4 第 2 項の規定による接客業務受託営業の停止
- 2 署長は、他の警察署管内の営業所に対して、行政処分等をする必要があると認めるときは、処分事由通報書に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく当該営業所の所在地を管轄する署長に通報しなければならない。ただし、法第 31 条の 6 第 1

項、第 31 条の 11 第 1 項、第 31 条の 21 第 1 項若しくは第 35 条の 4 第 3 項の規定に該当するとき又は他の都道府県警察管内の営業所に対して行政処分等をする必要があると認めるときは、生活安全総務課長に通報するものとする。

3 2 の通報を受けた営業所の所在地を管轄する署長は、その事案について行政処分等を行う必要があると認めるときは、1 により上申するものとする。

#### 第 17 聴聞等の通知

1 署長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）別記様式第 6 号の聴聞通知書及び送達書（別記様式第 21 号）を受けたときは、速やかに被聴聞者に当該通知書を交付し、受領書を徴した後、当該受領書を生活安全総務課へ送付するものとする。

2 署長は、第 16 の 1 (1)、(2)、(4)から(6)まで、(9)から(15)までに係る行政処分通知書（別記様式第 22 号）及び送達書を受けたときは、速やかに被処分者に当該通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

3 署長は、第 16 の 1 (3)又は(7)に係る勧告書（別記様式第 23 号）及び送達書又は第 16 の 1 (8)に係る命令書（別記様式第 24 号）及び送達書を受けたときは、速やかに被勧告者又は被命令者に当該勧告書又は命令書を交付し、受領書を徴するものとする。

#### 第 18 飲食店営業等の停止の通知

生活安全総務課長は、法第 42 条の規定による飲食店営業等の停止を命じたときの通知は、停止通知書（別記様式第 25 号）により、当該営業を所管する行政機関の長に行うものとする。

#### 第 19 書類の取扱い

署長は、聴聞通知書を受け、係員等をして被聴聞者に示達するとき又は同時申請等の受理に伴う申請書等を警察署間において受渡しするときは、特にその経過を明らかにしておくものとする。

#### 第 20 営業者カードの保管

署長は、営業者カードに当該営業所の平面図及び周囲の略図を添付し、台帳として保管するとともに、記載事項の変更があったときは、その都度記載し、常に整理しておかなければならない。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日付け生総第 212 号）

この要領は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日付け生総第 184 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 収入証紙（風俗営業）納付書

整理番号	
------	--

納入年月日		年 月 日					
納 入 請 者 者	住 所						
	氏 名						
手 数 料 の 種 類	ぱちんこ屋等以外の許可			ぱちんこ屋等の許可			
	一 般	3 月 以 内	そ の 他	一 般	3 月 以 内	そ の 他	
	円	円	円	円	円	円	
	許可証の再交付	許可証の書換え	相続の承認		合併の承認		分割の承認
	円	円	円	円	円	円	
	構造設備等の変更			特例営業者定の承認		認定証の再交付	
	営業所	遊技機		円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	
	性風俗関連特殊営業の開始届		性風俗関連特殊営業の変更届		届出確認書の再交付		
	円		円		円		
	遊技機の検定・試験		遊技機の認定	管理者の講習		証紙の合計金額	
	円		円	円		円	
収入証紙貼り付け欄							
備 考	1 該当する手数料を○で囲み、空欄に金額を記入するとともに、その内訳を裏面に明記すること。 2 証紙貼り付け欄が不足の場合は、別紙を利用して消印にて契印すること。						

# 収入証紙 (特定遊興飲食店営業) 納付書

整理番号	
------	--

納入年月日	年 月 日				
納(申 入請 者者)	住所				
	氏名				
手 数 料 の 種 類	許可申請		許可証の再交付		許可証の書換え
	一般	その他			構造設備等の変更
	円	円	円		円
	相続の承認		合併の承認		分割の承認
	円	円	円	円	円
	特例営業者の認定		認定証の再交付		証紙の合計金額
円	円	円		円	
収入証紙貼り付け欄					
備考	<p>1 該当する手数料を○で囲み、空欄に金額を記入するとともに、その内訳を裏面に明記すること。</p> <p>2 証紙貼り付け欄が不足の場合は、別紙を利用して消印にて契印すること。</p>				

別記様式第2号

決 裁	署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主 任	係
警察署長 殿				年 月 日		
				調査者 □		
<p>風俗営業等（ ）の許可（相続の承認、法人の合併・分割承認）申請者及び管理者に関する事実調査書</p> <p>本 籍</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生（ 歳）</p> <p>上記申請者及び管理者について、下記のとおり調査したので報告する。</p>						
調 査 事 項				調 査 結 果		
上記事項に誤りはないか。						
<p>1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は風俗関係法令に違反して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者でないか。 （法第4条第1項第2号（法第31条の23において準用する場合を含む。））</p>						
<p>集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないか。 （法第4条第1項第3号（法第31条の23において準用する場合を含む。））</p>						
<p>アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないか。 （法第4条第1項第4号（法第31条の23において準用する場合を含む。））</p>						
<p>風俗営業の許可（特定遊興飲食店営業にあっては特定遊興飲食店営業の許可）を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者（法人が該当する場合は、その法人の役員であった者を含む。）でないか。 （法第4条第1項第5号（法第31条の23において準用する場合を含む。））</p>						
<p>管理者は営業所における業務の実施を統括管理できるか。 （法第4条第2項第3号（法第31条の23において準用する場合を含む。））</p>						

備考 ( ) 内には風俗営業等の種別を記載すること。

## 別記様式第3号

生 安 第 号	年 月 日
県 警察署長 殿	岐 阜 県 警察署長
<p>風俗営業等（ ）の許可（相続の承認、法人の合併・分割承認）申請者及び管理者に関する事実調査依頼書</p> <p>本 籍</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生（ 歳）</p> <p>上記の申請者及び管理者について、下記事実を調査の上別紙事実調査回答書により至急回答願います。</p>	
	調 査 依 頼 事 項
1	上記事項に誤りはないか。
2	1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は風俗関係法令に違反して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者でないか。 (法第4条第1項第2号（法第31条の23において準用する場合を含む。))
3	集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないか。 (法第4条第1項第3号（法第31条の23において準用する場合を含む。))
4	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないか。 (法第4条第1項第4号（法第31条の23において準用する場合を含む。))
5	風俗営業の許可（特定遊興飲食店営業にあつては特定遊興飲食店営業の許可）を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（法人が該当する場合は、その法人の役員であった者を含む。）でないか。 (法第4条第1項第5号（法第31条の23において準用する場合を含む。))
6	管理者は営業所における業務の実施を統括管理できるか。 (法第4条第2項第3号（法第31条の23において準用する場合を含む。))

備考 ( ) 内には風俗営業等の種別を記載すること。

別紙

署長	副署(次)長	課長	係長	主任	係
決					
裁					
岐阜県 警察署長 殿					
県 警察署長					
事 実 調 査 回 答 書					
氏 名					
上記の者に対する事実調査の結果は、下記のとおりであるから回答する。					
調 査 結 果					
依頼事項1について					
” 2 ”					
” 3 ”					
” 4 ”					
” 5 ”					
” 6 ”					
調	年	月	日		
査	県	警察署		□	

別記様式第4号

決 裁	署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主 任	係
警察署長 殿				年 月 日		
				調査者 □		
<p><b>風俗営業等 ( ) の構造設備等に関する調査書</b></p> <p>営業所の名称</p> <p>営業所所在地</p> <p>営 業 者</p> <p>上記営業所の構造設備、場所面積について下記のとおり調査したので報告する。</p>						
構造設備に対する調査事項					調査結果	
1	客室の床面積は、次表に適合しているか。					
	営業の種別		一室の床面積			
	1号営業(和室)		9.5 m <sup>2</sup> 以上(一室のみを除く。)			
	1号営業(その他)		16.5 m <sup>2</sup> 以上(一室のみを除く。)			
	2号営業		5 m <sup>2</sup> 以上(客に遊興をさせる営業にあっては33 m <sup>2</sup> 以上)			
特定遊興飲食店営業		33 m <sup>2</sup> 以上				
2	客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないものであるか。(4号、5号の営業及び特定遊興飲食店営業を除く。)					
3	客室の内部に見通しを妨げる設備が設けられていないか。(3号の営業を除く。)					
4	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真広告物、装飾その他の設備を設けていないか。					
5	客室の出入口に施錠設備を設けていないか。(営業所外へ直接通ずる出入口を除く。)					

6	<p>営業所内の照度が次表の数値とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有するか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業の種類別</th> <th>照度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号、2号営業</td> <td>5ルクス以下</td> </tr> <tr> <td>3号、4号、5号営業 特定遊興飲食店営業</td> <td>10ルクス以下</td> </tr> </tbody> </table>		営業の種類別	照度	1号、2号営業	5ルクス以下	3号、4号、5号営業 特定遊興飲食店営業	10ルクス以下	
	営業の種類別	照度							
	1号、2号営業	5ルクス以下							
3号、4号、5号営業 特定遊興飲食店営業	10ルクス以下								
7	<p>騒音又は振動の数値が風俗営業については条例第7条、特定遊興飲食店営業については条例第21条に定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有するか。</p>								
8	<p>3号営業にあつては、振動ベット類、特定用途鏡、ヌード写真、性具等の自動販売機等性的好奇心に応ずるための設備を設けていないか。</p>								
9	<p>5号営業にあつては、遊技料金として紙幣を挿入できる遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けていないか。</p>								
10	4号営業（を除く。）	<p>営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けていないか。</p>							
	（まあじやん屋）	<p>営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けているか。</p>							
		<p>設置遊技機が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条に定める著しく射幸心をそそるおそれのある基準に該当するものでないか。</p>							
11	<p>営業所の所在地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうちいずれの地域内にあるか。</p>								
12	<p>営業所は、保護対象施設等の敷地の周囲100m（保護対象施設等が商業地域内の場合には50m）以内でないか。</p>								
<p>法4条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する許可の特例に係る実地調査事項</p>			<p>調査結果</p>						
1	<p>当該申請に係る営業所は、風俗営業については条例第3条に定める営業の制限地域内、特定遊興飲食店営業については条例第19条に定める営業所設置許容地域内にあるか。</p>								
2	<p>当該申請に係る営業所は、滅失した営業所とおおむね同一の場所にあるか。</p>								
3	<p>当該申請に係る営業所の面積は、滅失した営業所とおおむね等しい面積であるか。</p>								

<b>決 裁</b>					年 月 日
署 長	副署（次）長	課 長	係 長	主 任	係
<p style="font-size: 1.2em;">警察署長 殿</p> <p style="margin-top: 20px;">検討者 <span style="float: right;">□</span></p> <p style="font-size: 1.2em; margin-top: 20px;">風俗営業等の許可申請に対する検討票</p>					
検 討 者 意 見	A	岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令の規定により署長専決で許可されたい。			
	B	許 可	許可について疑義があるので、本部長への上申が必要である。		
	C	不 許 可			
	（許可条件、許可、不許可理由等）				
申 請 者 等	営業所の名称			営業の種別	
	営業所所在地				
	申 請 者				

処 理 て ん 末	許 可	許可年月日	年 月 日	許可番号		
		許 可 条 件				
			年 月 日 許 可 証 交 付			
	不許可	年 月 日 不許可通知書交付				

法第4条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の許可の特例に基づく申請であるか。（ある場合は、許可の特例に対する検討事項についても記載すること。）								ない・ある								
申請書、添付書類の記載内容								適・否								
	営業所	営業の方法を記載した書類		営業所の使用権限を疎明する書類		営業所の平面図		営業所の周囲の略図								
		適・否		適・否		適・否		適・否								
添付書類	申法人定請の代理人	本籍が記載された住民票又は外登証の写し		人的欠格事由に該当しない旨の誓約書		市町村長の証明書		登記事項証明書		定款、登記事項証明書		法定代理人に係る書類				
		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否				
書類	ぱちんこ屋等	認定遊技機		検定遊技機		認定・検定を受けていない遊技機										
		認定を受けた証明書		型式に属する証明書		遊技機の諸元表		遊技機の構造・回路図		遊技機の性能等説明書		遊技機の写真				
		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否				
書類	管理者	管理者が本人又は法人の役員		本籍が記載された住民票又は外登証の写し		誠実に業務を行う旨の誓約書		人的欠格事由に該当しない旨の誓約書		市町村長の証明書		登記事項証明書		管理者の写真二葉		
		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否		適・否		
関係	検討対象者						営 業 者		法 人 代 表 者		役 員		法 定 代 理 人		管 理 者	
	検討事項						ない ある		ない ある		ない ある		ない ある		ない ある	
	成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないか。						ない ある		ない ある		ない ある		ない ある		ない ある	
	1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は風俗関係法令に違反して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者でないか。						ない ある		ない ある		ない ある		ない ある		ない ある	
	集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないか。						ない ある		ない ある		ない ある		ない ある		ない ある	
	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないか。						ない ある		ない ある		ない ある		ない ある		ない ある	
	未成年者（民法成人、相続人を除く。）ではないか。（管理者にあっては未成年者ではないか。）						ない ある						ない ある			
管理者は営業所における業務の実施を統括管理できるか。														できる できない		

風俗営業関係

	検討対象者					営業者	法人		法定代理人	管理者
	検討事項						代表者	役員		
人的関係	風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（法人が該当する場合は、その法人の役員であった者を含む。）でないか。					ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある
	法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。					ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある
	法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人又は第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の当該聴聞に係る公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。					なし ある	なし ある	なし ある	なし ある	なし ある
	法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に分割により当該聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは、分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の当該聴聞に係る公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないものでないか。					なし ある	なし ある	なし ある	なし ある	なし ある
	適					近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
場所関係	適					第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域のうち公安委員会が許可地域として指定した地域				
	適					公安委員会規則で定める地域内で旅館業と風俗営業（ぱちんこ屋等を除く。）を兼業				
	適					一時的な設備を設け3月以内でぱちんこ屋等を営む場合				
	適					車両等の移動風俗営業				
	適					条例の別表第1に掲げる地域				
	否					第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域				
	否					第1種区域、第2種区域のうち、公安委員会が指定した地域				
	否					保護対象施設の敷地の周囲100m以内（商業地域以外）				
否					保護対象施設の敷地の周囲50m以内（保護対象施設が商業地域内にある場合）					

特定遊興飲食店営業関係

	検討対象者	営業者	法人		法定代理人	管理者
			代表者	役員		
人的関係	検討事項					
人的関係	特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（法人が該当する場合は、その法人の役員であった者を含む。）でないか。	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある
	法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第31条の23において準用する第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある
	法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人又は法第31条の23において準用する第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の当該聴聞に係る公示の前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。	なし ある	なし ある	なし ある	なし ある	なし ある
	法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に分割により当該聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは、分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の当該聴聞に係る公示の前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないものでないか。	なし ある	なし ある	なし ある	なし ある	なし ある
場所関係	適	公安委員会規則で定める基準に適合する「ホテル等内適合営業所」である				
	適	条例の別表第2に掲げる地域				
	否	保全対象施設の敷地の周囲100m以内（商業地域以外）				
	否	保全対象施設の敷地の周囲50m以内（保全対象施設が商業地域内にある場合）				

4 号 営 業	遊 技 料 金	ま あ じ ゃ ん 屋	客一人当たりで計算する 場合	全自動式台 1時間 630円以内 ( 円)	適・否
				その他台 1時間 530円以内 ( 円)	適・否
			まあじゃん台1台につ き計算する場合	全自動式台 1時間 2,520円以内 ( 円)	適・否
				その他台 1時間 2,120円以内 ( 円)	適・否
		ぱ ち ん こ 屋 等	ぱちんこ遊技機	玉 1 個 につき 4円以内 ( 円)	適・否
			回胴式遊技機	メダル1枚につき 20円以内 ( 円)	適・否
				玉 1 個 につき 4円以内 ( 円)	
			アレンジボール遊技機 及びじゃん球遊技機	玉 1 個 につき 4円以内 ( 円)	適・否
				メダル1枚につき 20円以内 ( 円)	適・否
			スマートボール遊技機	玉 1 個 につき 4円以内 ( 円)	適・否
				メダル1枚につき 70円以内 ( 円)	適・否
			メダル使用遊技機 (遊技の方法として玉を用いる)	メダル1枚につき 70円以内 ( 円)	適・否
		メダル使用遊技機 (遊技の方法として玉を用いないもの)	メダル1枚につき 20円以内 ( 円)	適・否	
		その他の遊技	1回につき 70円以内 ( 円)	適・否	
賞品の価格は、9,600円に当該金額消費税等相当額を加えた金額以内であるか。(まあじゃん屋を除く。)					適・否

法第4条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の許可の特例に対する検討事項

添付書類	営業所が滅失したことを疎明する書類の有無	有 ・ 無
営業所に対する書面審査	営業所が火災、震災その他その者の責めに帰さない事由で政令で定める事由により滅失したか。 (滅失した事由)	適 ・ 否
	滅失した営業所に係る許可証を返納しているか。	適 ・ 否
	廃止した風俗営業と同一種別の風俗営業か。	適 ・ 否
	風俗営業を廃止した日から起算して5年以内に申請されているか。	適 ・ 否
	滅失した営業所の所在地が、当該滅失前から営業制限地域内に含まれていたか、あるいは、当該滅失以降に営業制限地域内に含まれることとなったか。	適 ・ 否
	滅失した営業所とおおむね同一の場所にあるか。	適 ・ 否
	滅失した営業所とおおむね等しい面積であるか。	適 ・ 否
実地調査	営業制限地域内にあるか。	適 ・ 否
	滅失した営業所とおおむね同一の場所にあるか。	適 ・ 否
	滅失した営業所とおおむね等しい面積であるか。	適 ・ 否
構造設備	構造設備は技術上の基準に適合しているか。	適 ・ 否

承継関係	前 営 業 者	名 称	氏 名
	許可証の措置	年 月 日 返 納	

別記様式第6号

決 裁	本部長	生活安全部長	参事官	課長	次席	補佐	課員
				年 月 日 第 号			
<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>岐阜県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p> <p style="text-align: center;">風 俗 営 業 等 の 上 申 書</p>							
営業所の名称					営業の種別		
営業所所在地							
許可年月日			年 月 日		許可番号		
申 請 者	(ふりがな)						
	氏名又は名称		年 月 日 ( 歳)				
	住 所		TEL				
	法人にあっては代表者氏名						
前科又は行政処分歴							
上 申 理 由							
意 見							

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

# 不許可 不認定 通知書

年 月 日付で申請のあった

申請については、

下記の理由により <sup>不許可</sup>と決定したので通知します。  
<sub>不認定</sub>

申請者	氏名又は名称	
	住所	
	法人にあっては代表者氏名	
営業所	営業の種別	
	名称	
	所在地	
理由		

- この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

# 受 領 書

- 1号 不許可通知書
- 2号 不認定通知書
- 3号 不承認通知書
- 4号 合併の不承認通知書
- 5号 分割の不承認通知書
- 6号 届出確認書不交付通知書
- 7号 指 示 書
- 8号 聴聞通知書（       年    月    日の聴聞に関する通知書）
- 9号 行政処分通知書
  - 1       年    月    日から       年    月    日までの  
      日間の営業停止に関する通知書
  - 2 許可の取消しに関する通知書
  - 3 営業の廃止に関する通知書
  - 4 認定の取消しに関する通知書
- 10号 勧告書
- 11号 命令書

上記       号

正に受領しました。

岐阜県公安委員会 様

年    月    日

住    所  
氏    名

別記様式第9号

<b>決 裁</b>					年 月 日	
署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主 任	係	
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">警察署長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">検討者 <span style="float: right;">□</span></p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">相 続 承認申請に対する検討票</p> <p style="margin: 0 0 0 350px;">風俗営業等の 法人の合併・分割</p>						
検討者意見	A	岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令の規定により署長専決で承認されたい。				
	B	承認	承認について疑義があるので本部長への上申が必要である。			
	C	不承認				
	(承認、不承認の理由等)					
営業所	名称			営業の種別		
	所在地					
	許可年月日	年 月 日	許可番号			
申請者						

処理てん末	承認	年 月 日 承認通知書交付	
		年 月 日 許可証の書換え交付	
	不承認	年 月 日 不承認通知書交付	
		合併の登記の確認	有 ・ 無

申請時期	相続	被相続人の死亡後60日以内の申請か。						適 ・ 否
	合併	合併の登記前の申請か。						適 ・ 否
	分割	分割の登記前の申請か。						適 ・ 否
申請書、添付書類の記載内容							適 ・ 否	
添付書類	相続	本籍が記載された住民票又は外登記の写し	人的欠格事由に該当しない旨の誓約書	市町村長の証明書	登記事項証明書	被相続人と他の相続人の氏名住所の書面及び同意書	法定代理人に係る書類	
		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
添付書類	法人の合併	合併契約書の写し	役員就任予定者の					
		住所、氏名を記載した書面	本籍が記載された住民票又は外登記の写し	市町村長の証明書	登記事項証明書	欠格事由に該当しない旨の誓約書		
		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
添付書類	法人の分割	分割契約書の写し	役員就任予定者の					
		住所、氏名を記載した書面	本籍が記載された住民票又は外登記の写し	市町村長の証明書	登記事項証明書	欠格事由に該当しない旨の誓約書		
		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
相続人・役員就任予定者の人的関係	成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものではないか。						ない ・ ある	
	1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は風俗関係法令に違反して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者でないか。						ない ・ ある	
	集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないか。						ない ・ ある	
	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないか。						ない ・ ある	
	風俗営業	風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（法人が該当する場合は、その法人の役員であった者を含む。）でないか。					ない ・ ある	
	特定遊興飲食店営業	特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（法人が該当する場合は、その法人の役員であった者を含む。）でないか。					ない ・ ある	

相続人・役員就任予定者の人的関係	風俗営業の場合	法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ・ ある
	風俗営業の場合	法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人又は第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の当該聴聞に係る公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ・ ある
	風俗営業の場合	法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に分割により当該聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは、分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)又はこれらの法人の当該聴聞に係る公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ・ ある
	特定遊興飲食店営業の場合	法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第31条の23において準用する第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ・ ある
	特定遊興飲食店営業の場合	法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人又は法第31条の23において準用する第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の当該聴聞に係る公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ・ ある
	特定遊興飲食店営業の場合	法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に分割により当該聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは、分割により当該特定遊興飲食店営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)又はこれらの法人の当該聴聞に係る公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないものでないか。	ない ・ ある
		未成年者(民法成人を除く。)であって、その法定代理人が上記のいずれかに該当している者でないか。(相続の場合)	ない ・ ある

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

# 相 続 承 認 通 知 書

## 変 更

年 月 日付で申請のあった 相続 承認申請については、承認しました  
変更

ので通知します。

承 認 事 項	・相 続 ・営業所の構造設備の変更 ・遊技機の増設、交替等の変更	
申 請 者	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあつては代表者氏名	
営 業 所	営 業 の 種 別	
	名 称	
	所 在 地	
備 考		

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 合併承認通知書

年 月 日付で申請のあった法人の合併承認申請については、承認しましたので通知します。

合併により消滅する業者たる法人		
合併により消滅する法人		
合併後存続し、又は合併により設立される法人		
営業所	営業の種別	
	名称	
	所在地	
備考		

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 分割承認通知書

年 月 日付けで申請のあった法人の分割による営業者の地位の承継については、承認しましたので通知します。

分割により 営業を承継 させる法人		
分割により 営業を承継 する法人		
営業 所	営業の種別	
	名 称	
	所 在 地	
備 考		

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった <sup>相続</sup>承認申請については、下記の理由に変更

よりこれを承認しないので通知します。

承認申請事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続</li> <li>・営業所の構造設備の変更</li> <li>・遊技機の増設、交替等の変更</li> </ul>
申請者	氏名又は名称	
	住所	
	法人にあっては代表者氏名	
営業所	営業の種別	
	名称	
	所在地	
理由		

- この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査申請をすることができます。
- この処分に不服があるときは、1の審査申請のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査申請をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査申請に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 合併の不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった法人の合併承認申請については、下記の理由によりこれを承認しないので通知します。

合併により消滅する業者たる法人		
合併により消滅する法人		
合併後存続し、又は合併により設立される法人		
営業所	営業の種別	
	名称	
	所在地	
理由		

- この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査申請をすることができます。
- この処分に不服があるときは、1の審査申請のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査申請をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査申請に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

### 分割の不承認通知書

年 月 日付で申請のあった分割による営業者の地位の承継については、下記の理由によりこれを承認しないので通知します。

分割により 営業を承継させる 法人		
分割により 営業を承継する 法人		
営業 所	営業の種別	
	名称	
	所在地	
理由		

- この処分不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に審査申請をすることができ、審査申請のほかに、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告とする訴えを提起することができる（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができず、審査申請をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査申請に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
- この処分不服があるときは、1の審査申請のほかに、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告とする訴えを提起することができる（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができず、審査申請をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査申請に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 16 号

<b>決 裁</b>						年 月 日
署 長	副署 (次) 長	課 長	係 長	主 任	係	
<p>警察署長殿</p> <p>検討者 <span style="float: right;">□</span></p> <p><b>特例風俗営業者等の認定申請に対する検討票</b></p>						
検討者意見	A	岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令の規定により署長専決で認定されたい。				
	B	岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令の規定により署長専決で不認定とされたい。				
(認定、不認定の理由等)						
営業所	名 称		営業の種別			
	所 在 地					
	許可年月日	年 月 日	許可番号			
申請 営 業 者						

添付書類等	申請書、添付書類の記載内容	営業の方法を記載した書類	営業所の平面図	営業所の周囲の図	認定の人的要件に該当する旨の誓約書
	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
人的関係	風俗営業（特定遊興飲食店営業）の許可（相続の承認、法人の合併・分割承認）を受けてから10年以上経過しているか。				いる ・ いない
	過去10年以内にこの法律に基づく処分（指示及び勧告を含む。）を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないか。				ない ・ ある
	過去10年以内に法第24条第7項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定（管理者講習受講義務）に違反したことがないか。				ない ・ ある
構造設備	構造設備は技術上の基準に適合しているか。				適 ・ 否

処理てん末	認 定	認 定 年 月 日	年 月 日
		許 可 証 の 交 付	年 月 日
	不 認 定	不 認 定 通 知 書 の 交 付	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 指 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 項の規定により次のとおり指示します。

営 業 者	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあっては代表者氏名	
営 業 所	営 業 の 種 別	
	名 称	
	所 在 地	
指 示 す る 理 由		
指 示 の 内 容		

- この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査申請をすることができます。
- この処分に不服があるときは、1の審査申請のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査申請をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査申請に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 18 号

決 裁	署 長	副 署 (次)長	課 長	係 長	主 任	係	第 号 年 月 日
殿							第 号 年 月 日
							警 察 署 長
<b>処 分 事 由 通 報 書</b>							
下記の者について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条第 項の規定に該当する事由があると認められるので関係書類を添え通報する。							
(ふりがな)							
氏名又は名称		年 月 日 ( 歳)					
住所又は所在地		〒 TEL					
(ふりがな)							
法人にあっては、 代表者の氏名		年 月 日 ( 歳)					
営業の種類別							
営業所等	名称等						
	所在地	〒 TEL					
処 分 事 由 の 概 要							
添 付 書 類							
参 考 事 項							

備考

無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業については、「営業所等」の「名称等」欄には、広告又は宣伝をする場合に使用する呼称を記載し、「営業所等」の「所在地」欄には、営業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。

生活安全総務課長 殿

警察署長

## 広告物除却事案発生報告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により、はり紙等広告物の除却事案が発生したので、下記のとおり報告する。

発 見 日 時	年 月 日 時 分頃
広告物の種類、 大きさ及び数量	
営 業 の 種 別	
広 告 の 内 容	
広告物を取り付 けられている 状 況	
事務所が判明し なかつた経緯	
表 示 地 域	( の周囲200メートルの区域内)
処 理 結 果 等	

## 備考

- 「広告物」とは、はり紙、はり札（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。）又は立看板（木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。）をいう。
- 「事務所が判明しなかつた経緯」欄には、事務所の所在地を確認するために講じた手段（電話等による確認等通常想定される手段）とその経過を記載すること。
- 「表示地域」欄の（ ）内の空白欄には、保護対象施設名を記載すること。
- 表示地域の周辺略図を添付すること。

別記様式第 20 号

決 裁	本部長	生活安全部長	参事官	課長	次席	補佐	課員
				年 月 日 第 号			
第 号 年 月 日							
殿  警察署長							
<h2>行政処分等上申書</h2>							
下記の者に対し行政処分等をされたく上申する。							
営 業 者	氏名又は名称	(ふりがな)	.....				
		年 月 日 ( 歳)					
	住所又は所在地	〒					
	TEL						
本 (国) 籍							
代 表 者	氏名	(ふりがな)	.....				
		年 月 日 ( 歳)					
	住所	〒					
	TEL						
本 (国) 籍							
営業の種別							
許可年月日	年 月 日	許可番号					
認定年月日	年 月 日	認定番号					
営業所の名称							
営業所等所在地	〒						
TEL							
受付所所在地	〒						
TEL							

違 反 事 実 等	
処 分 等 に 対 す る 意 見	

- 備考
- 1 管理者の解任の勧告をすべき場合は、「処分等に対する意見」欄に解任すべき管理者の氏名、生年月日、住所等を記載すること。
  - 2 自動公衆送信装置設置者に対する勧告をすべき場合は、「営業者」欄に自動公衆送信装置設置者の氏名等を記載すること。
  - 3 無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業については、「営業所の名称」欄には広告又は宣伝をする場合に使用する呼称を記載し、「営業所等所在地」欄には事務所の所在地を記載すること。

別記様式第 21 号

第 号  
年 月 日

生活安全総務課長 殿

岐阜県警察本部長

## 送 達 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により

年 月 日付け岐公委 第 号の

1. 聴聞通知書
2. 行政処分通知書
3. 勧告書
4. 命令書

を別添のとおり送付するので、下記本人に送達の上受領書を徴し報告されたい。

記

受 領 者

住所又は所在地

氏名又は名称

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 行政処分通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 第 項の規定により、下記のとおり行政処分を行いますので通知します。

被 処 分 者	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあつては代表者氏名	
営 業 所 等	営業の種別	
	名 称	
	所 在 地	
処 分 の 内 容		
処 分 の 理 由		

- この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 勸告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 第 項の規定により、  
次のとおり勸告します。

被 勸 告 者	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあって は代表者氏名	
勸 告 の 内 容		
勸 告 の 理 由		

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 10 の規定により、次のとおり必要な措置をとるべきことを命じます。

被 命 令 者	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあって は代表者氏名	
必 要 な 措 置		
命 令 の 理 由		

- 1 この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査申請をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、1の審査申請のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査申請をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査申請に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号  
年 月 日

様

岐阜県公安委員会

## の停止通知書

次のとおり の停止を命じたので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 42 条の規定により通知します。

被 処 分 者	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあつて は代表者氏名	
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
処 分 の 内 容		
処 分 の 理 由		